

金沢市監査公表第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 21 日

金沢市監査委員 西尾 昭浩
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高 誠
金沢市監査委員 源野 和清

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和 6 年 7 月 23 日
(2) 措置を講じた局等 総務局税務課
(3) 監査結果の公表年月日 平成 29 年 4 月 11 日（平成 29 年監査公表第 8 号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>意見（100ページ）</p> <p>納税者の利便性の更なる向上と市税収入を確保する観点から、ペイジーやクレジットカードによる納付が可能となるよう検討を進める必要がある。</p>	<p>令和 5 年 4 月より、本市を含む全ての地方公共団体が共同で運用する地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」内の地方税共通納税システムにおいて、地方税の納付方法や対象税目が拡大し、ペイジーやクレジットカード決済などによる納付が可能となった。</p>